

- 松島和久委員長 皆様、お疲れさまです。  
ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。  
それでは、これより議案の審査を行います。  
本委員会に付託された案件は全部で3件であります。  
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、行政経営部、市立総合病院の順で審査したいと思います。これに御異議はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 松島和久委員長 異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。  
最初に、総務部所管の議案の審査を行います。  
議第36号「焼津市議会議員及び焼津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
議案書の16ページ、参考資料は7ページからです。  
それでは、議第36号に対する質疑に入ります。  
質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。
- 深田ゆり子委員 今回、選挙運動用自動車の使用の公費負担が増えるということなんですけれども、それぞれの金額が微妙に、第4条は300円、その次が7,160円、今度、1銭、2銭も入っている。第8条も上がっています。それぞれの金額の算定根拠というのはあるのでしょうか。
- 池谷功武総務課長 公職選挙法の改正によるものでございまして、公職選挙法が3年に1度、参議院通常選挙の年に基準額の見直しを行うこととされております。根拠といたしましては、最近における物価の変動とか、あと、消費税の増税を踏まえてということと伺っております。  
以上でございます。
- 深田ゆり子委員 了解。
- 松島和久委員長 どうでしょう、いいですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 松島和久委員長 それでは、ほかにはないようですので、質疑、意見を打ち切ります。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
議第36号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
（賛成者挙手）
- 松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第36号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで当局の入替えがありますので、しばらくお待ちください。

それでは、次に、行政経営部所管の議案の審査を行います。

議第38号「焼津市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は18ページ、参考資料が11ページからです。

それでは、議第38号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○岡田光正委員 確認だけさせていただきます。

本件につきましては、所得税法の変更、これに伴ってのいわゆる条項の変更という形で問題ないですね。これだけで影響する条例というのはほかにはないでしょうか。

○鈴木文彦課税課長 本改正につきましては、地方税法の改正がありまして、それに伴う改正でございます。他法令につきましては、影響はございません。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 説明のときに所得税と個人住民税が選択できなくなったということ、その規定を設けるといふ説明があったかと思いますが、それが令和5年の1月1日からということですね。そうすると、その対象者というのは焼津市ではどのぐらいいらっしゃる。

○鈴木文彦課税課長 大変申し訳ないですけども、選択制を取れるものですから、対象者までは把握しておりません。

○深田ゆり子委員 これは所得が高い人があれですか、影響があるということなんですよ。どういう方が影響があるんですか。

○鈴木文彦課税課長 細かくなってしまうんですけども、現在、所得税については、上場株式等配当につきましては申告不要、総合課税、分離課税ということで選択ができます。同じように、住民税にしましても3つの課税が選択できます。株式譲渡所得につきましては、所得税では申告不要と申告分離課税、住民税も同じように選択ができるようになっております。

所得の多い少ないにかかわらず選択ができるものですから、例えば所得税では総合課税で申告をすると有利になる場合もございます。なぜかと申しますと、税率によって配当所得控除もつきまますので税額が安くなるということもございまして、住民税につきましては、課税方法、申告不要と申しますと、当然所得には入ってございませぬ。

どういうことは影響するかと申しますと、国民健康保険税とか介護保険、あと、各種の手当とか制度を利用に当たって、所得が増えちゃうと利用ができなくなってしまうものがございまして、ですので、所得税では総合課税で恩恵を受けながら、住民税では申告不要ということでそちらも恩恵を受けてしまうという状況になっております。

本来、金融所得につきましては1本課税が適当だろうということで今回の改正になっておりますので、所得の多い少ないではなくて一律に、税率にもよりますけれども、税法的に金融所得につきましては1本化しようというのが今回の改正でございます。

○松島和久委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 15ページの住宅ローン減税の延長、第7条の3。これ、毎年のように、毎年というか、二、三年に1回延長と、延長がずーっと続いていると思うんですけど

も、これも焼津市ではどのぐらいの方が恩恵を受けているのかというのは分からない。いつからやっている。

- 鈴木文彦課税課長 以前は、多分、小泉の政権のときですけれども、三位一体の改革ということで税源移譲、国から地方へ税源が移譲されています。ですので、例えば今まで所得税10万円で住民税5万円、住宅取得控除が7万円という方がいらっしゃいますと、10万円の所得税から7万円を当然引くわけでございます。住民税には影響しません。

これが税源移譲によりまして、所得税が5万円、住民税が10万円、住宅取得控除、変わらず7万円になりますと、5万円から7万円引いて2万円損しちゃうというか残ってしまうものですから、その分については住民税から控除しましょうよという、それが発端になっています。

当然、東日本大震災がありましたし、いろんな制度改正がございますので、今回につきましては所得税法が延長されたことに伴いまして地方税法改正、また、条例改正の期間を延長するというものでございます。

焼津の状況ですけれども、所得税で引き切れなかった分につきましては数字が幾つか出ておりまして、例えば令和3年度につきましては対象の方は3,744人、金額で申しますと1億6,500万円強の金額が住民税から控除されております。

以上でございます。

- 深田ゆり子委員 了解。

- 松島和久委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第38号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第38号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、行政経営部所管の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

では、ここで当局の入替えとなります。

それでは、次に、市立総合病院所管の議案の審査を行います。

議第41号「焼津市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は24ページ、参考資料は35ページからです。

それでは、議第41号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は発言を願います。

- 深田ゆり子委員 杉田議員の質疑でもありましたけれども、対象に特別初診料で700件とか、これ、救急外来で700件というのは、小児科229件、産婦人科137件、整形外科そ

の他417件、この方たちが特別初診料を払っているんですけど、払っていないの。

- 寺尾貴裕医事課長 その対象者は基本的に負担している、徴収している対象者となります。

以上でございます。

- 深田ゆり子委員 私はやっぱり焼津市立総合病院の特徴として、産婦人科と小児科、これがいい先生がいらっしゃる。手厚いお産がされて、そして、その後の指導もいろいろ産後のケアもしてくださるということでもかなり人気があると思うんです。その系列として小児科もちゃんと新生児の医療もやっているということ。

そうすると、藤枝市には産婦人科があんまり特別に重きを置いてやっていなくて、焼津市は特徴的にやっている。そういうときに、私も25年前に市立病院で2人目を出産しておりましたけれども、そのときは自由に行けたんですよ、診察をお願いできたんですよ。だけど、今は市立総合病院の産婦人科に受診したいとなると7,700円も払わなければならないという、こういうことにつながるものですから、やっぱりここはなるべく値上げをしないということが私は必要と思うんですが、産婦人科と小児科についてはどのようにお考えですか。

- 寺尾貴裕医事課長 今、深田委員の御質疑なんですけれども、基本的には特別初診料のお産って徴収する対象者というものは、通常、昼間に紹介状を持ってこられない患者さんについては特別初診料の算定の対象者になりますけれども、仮に夜間であるとか、お子さんであれば未就学児、あと、妊婦さんであるとか、要は容態が急変して時間外とかに救急受診された方というのは特別初診料の対象者にはならないものですから、そういった要は緊急性を持った患者さんというものについては特別初診料の算定にはなっていないものですから、その点で御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 寺田浩己事務部長 今、深田委員の中でなるべく低い金額でというようなお話がありましたけど、昨日もお答えさせていただきましたが、今回、診療報酬改定で今まで5,500円だった最低の金額が7,700円まで上げなさいよというような形になりましたので、一応、当院としましては最低のところまで上げますということになります。

あくまでもこれは診療報酬算定のルールに基づいて全国どこの病院も同じ一律でやっておりますので、うちは7,700円ですけど、大学病院なんかは1万円以上取っているところもあると聞いております。そういうような状況です。

ですので、うちの病院だけこのルールを無視してやらないとかというのはあり得ないことでありまして、仮にあった場合どうなるかというのはほかの病院はやっていませんので分かりませんが、保険医療機関としての取消しとか、そういうのも視野に入ってくるのではないかなと思います。

ですので、今回は特別初診料、特別再診料の改定の部分ですけど、初診料が上がります、再診料が上がりますということもあります。それが上がるのはけしからんから今までの金額にしろというのもあり得ない話でして、それと同じということで考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

- 松島和久委員長 いいですか。

- 深田ゆり子委員 いいというわけじゃないですけど。これ以上のことは出ないというこ

とだから。

○松島和久委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子委員 先ほど私が言いましたように、特に子どもたち、未来を担う赤ちゃんを産んでいただけるお母さん方、小児、子どもたちに対する丁寧な対応をしていただける、診察していただけるのが市立病院ですし、選択の幅を特別初診料と特別再診料によって壁をつくってしまっているって、そこにまた5,500円から7,700円というのは物すごく大きい金額ですし、やっぱり市立病院は敷居が高いなということで行けなくなってしまいます。妊婦さんの選択の自由をもっと広げていただきたい。

診療報酬がこういう意味で上げなければいけないということでしたら、じゃ、焼津市としてどういう対応、対策というか、支援ができるかという、そういうところが全くないものですから、そういう意味で今回は値上げについては反対いたします。

○池谷和正委員 討論でいいですかね。

じゃ、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来から、病院のほうから説明は終わりました、昨日の質疑のところでもその辺の細かい感じ方というんですか、ニュアンス的に金額が上がるだけに注目がここは集まったところなんですけど、コンビニ受診とあって、最近は病院の受診の仕方がなかなか考え方が、皆さん、特異な分野で、自分が得するような受診の仕方というのはやっぱり平等じゃないなと。ルールにのっとって本当に診療が必要な方がしっかり受診ができるという、そういう環境が構築されていくというのと、改定に関しては全国一律でという流れの中でやることだものですから、今回のことに関しては賛成の立場から意見を述べさせてもらいますが、この改定には賛成ということでよろしく願いいたします。

○松島和久委員長 反対討論、賛成討論をいただきまして、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第41号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手多数であります。よって、議第41号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

これで、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(10:55)